

## 生駒市規則第34号

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則（平成27年12月生駒市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「がある場合」を「を有する者に対するもの」に改め、同条第3号中「印鑑登録をしている場合」を「本市において印鑑の登録をしている者に対するもの」に改め、同条第4号中「場合」を「者に対するもの」に改める。

第3条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削り、同条第5項中「第2項」を「第4項」に改め、同項第2号中「第3項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「利用者は、前条に規定する」を「第1項及び第2項の規定により前条に規定するサービスの提供を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、当該」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、本市に本籍を有し、かつ、前条第1号に規定するサービスに係る利用登録がある者は、当該サービスの提供を受けることができる。
- 3 前項の利用登録がある者とは、市長が定める方法により、利用者証明用電子証明書及び必要に応じ、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条に規定する署名用電子証明書をいう。）

が記録された個人番号カードを使用して前条第1号に規定するサービスに係る利用登録の申請をした者で、市長が認めるものをいう。

第4条第3号中「前条第2項、第4項前段又は第5項前段」を「前条第4項、第6項前段又は第7項前段」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。